

事 務 連 絡

平成26年2月6日

北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県
栃木県、埼玉県、千葉県、長野県、新潟県、仙台市、千葉市
まちづくり復興事業担当部局長 殿

国土交通省都市局市街地整備課
住宅局市街地建築課

暮らし・にぎわい再生事業の活用について

暮らし・にぎわい再生事業は、中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公益施設等の都市機能の導入を図ることを目的とする事業である。

平成25年度東日本大震災復興特別会計補正予算において、復興のステージの高まりに伴って生ずる課題に対応し復興まちづくりを加速するために、暮らし・にぎわい再生事業が東日本大震災復興交付金の市街地再開発事業の一メニューに位置付けられたところである。

本事業は、商業施設と一体となってにぎわいを創出する公益施設の整備を実施することが可能であり、適時・適切に活用することを通じ、早期の商店街の再生を図られたい。その際、東日本大震災による被害との関係及び整備後の維持管理等を考慮して適正な規模の公益施設となるよう留意されたい。

なお、このことについては、平成26年1月9日に復興庁が策定した「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」においても示されているところである。

貴管下関係機関に対しても、この旨周知方お願いする。

担当：都市局市街地整備課 恵崎、鳥山
住宅局市街地建築課 小野、薄井